

一九九二年(平)第1075号 一九九三年(平)第1111号

原告心地十八萬鶴井西

原 告 告 国

外七六名

右原告の訴訟代理人人

弁護士 小野誠

同 堀 和

同 山 本

晴 幸 之

太 太

同 同 松 本

同 同 池 上

同 武 田

信 哲 康

同 中 田

京 政

同 新 谷

敏 義 裕 朗 之

京都地方裁判所
第一民事部 判中

被告第十準備書面（平成八年六月二八日付）の國の主張（求釈明を含む）について

一、被告は原告に対して次のように釈明事項を求めているが、当該事項にかかる事実は、本訴において初めて初めて被告が言い出したことであり、まずは被告において事情詳細を明らかにした上でその事実とともに、法的な答弁を行うべきものである。

すなわち、求釈明事項は

「浮島丸事件の遺骨の収容及び保管は、個々の遺骨の身元の特定が困難であったため、被告は、収容した遺骨を遭難者名簿の犠牲者の数に合わせて分け、遭難者名簿上の特定人名を付して、個別に骨壺に入れて保管している」との主張をもとに

「このようないくつかの保管状況及び保管経過を踏まえて原告らが遺骨として引き渡しを求める具体的な対象と、その引き渡しを求める法的根拠を明らかにされたい」というにある。

二、各原告らの求めてきた対象遺骨とその法的根拠については関係訴状ないし

訴変更申立書において自明のことであり、今更、釈明を要する問題はない。

各浮島丸沈没にて船らぬ人となつた特定人の遺骨を、各関係遺族に引き渡せと求めているものである。他者の遺骨を求めているものではない。

もし、これが、被告主張のような事情により、引き渡せないといふのであれば、まずは、その事情とともに、引き渡せないという答弁を公式に行うべきものである。

原告に対する求釈明事項ではない。

三、そもそも、「収容した遺骨」を「遭難者名簿の犠牲者の数に合わせて分け、遭難者名簿上の特定人名を付して、個別に骨壺に入れた」という事実は、本訴においてはじめて、日本国として公式に明らかにしたことではなかろうか？

そうすれば、一九七一年一一月、一九七四年一二月に、日本国外務省が韓国政府を通じて、各遺族に返還した「遺骨」とは何であつたのか。このときすでに身元不明の遺骨を、各「犠牲者の遺骨」と称して返還したといふことなのであろうか？

数合わせをして分けた遺骨にすぎないことを、率直に説明して返還したの

か? いのりむね、おおは証明、説明すべあやめのい。

四、せらに、何故、一切身元が分からぬ遺骨となつてしまつたといふのか? その理由を國は明らかにしなければならない。

浮島丸事件の遭難(死亡)者は、①海岸に打ち上げられた遺体一仮埋葬された、②一九五〇年三月、飯野サルベージ(株)が回収したといわれる一〇三柱の遺骨、③一九五四年一月、飯野重工による第2次引揚げによる多数の遺骨、以上三回の回収によるといわれる。

その誰ひとりとして身元が特定せぬまま、遺骨となつてしまつたといふのであるうか?

それはどうしてなのか?

適正かつ人道上の救出がここで行われたのだろうか?

國は、謝罪の一環としてこれについて明らかにしなければならない。

五、そして、被告が言つたるの「死没者名簿」とは何か。その名簿は、いつ、誰が、どんな根拠にもとづいて作成されたものなのかな。

六、ひとと、遭難者全員が正しく記録されてゐるといふのか? その名簿そのも

のすら開示せず、その根拠すら説明せず、その名簿と、その数に合わせて夫々、個別の「骨壺」にしてあるとの主張は、そもそも、國の保管している

「遺骨」とは何かすらの概念を抱かせるものである。

七、以上、國は、誠実に事實を述べ、その上で、本訴請求に応じうる程度、応じえない範囲を答弁すべきものである。